

教義第4992号
令和3年3月11日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿
各 教 育 事 務 所 長

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

部活動における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底及び
県内外における交流活動について（依頼）

このことについて、令和3年2月25日付け教義第4739号で依頼しているところですが、国において発出されている緊急事態宣言を実施すべき区域が、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において延長されることとなり、山梨県内においても引き続き、緊急事態宣言の対象区域となる特定都道府県への移動の自粛要請が3月21日までとされました。

この自粛要請を受け、緊急事態宣言が延長された特定都道府県との交流活動等については、「学校の新しい生活様式を踏まえた部活動の再開に関するガイドライン（第4版）」（以下、ガイドライン）に基づく部活動の段階を「第5ステージ」相当とする期間を令和3年3月21日まで延長します。

また、特定都道府県との交流活動等を除き、今後の部活動における活動範囲と活動内容等をガイドラインに示す「第6ステージ」相当とします。

なお、特定都道府県以外との県内外における交流活動についても、交流先の感染状況を踏まえて生徒・保護者等と共通理解を図るなど、十分に考慮した上で慎重に判断されますようお願いいたします。

つきましては、市町村（組合）教育委員会におかれましては、管下の中学校に周知するとともに、感染拡大防止対策が徹底されますよう指導をお願いします。

教育事務所にあっては、承知おき願います。

義務教育課 教育指導担当
課長補佐 三澤 明生
Tel 055-223-1764
E-mail misawa-ejye@pref.yamanashi.lg.jp

保健体育課 学校体育担当
課長補佐 山田 芳樹
Tel 055-223-1783
E-mail yamada-sbyw@pref.yamanashi.lg.jp